

財務省告示第四百二十二号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	実行日	消却額	面金額	額
年債利付券（五庫）	第二回二十	日年平 十成 月十 三七	万三 円百 五十		額 百 円
合計			万三 円百 五十		